

調達要求番号：分－０８－６２

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	NATO S t r a t C o m C O E 教育 (招へい) に係る支援役務	D I H - L B - 2 6 0 7 7	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8 年 8 月 1 4 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作 成	情 報 本 部 分 析 部

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部において受講するNATO S t r a t C o m C O E 教育（招へい）に係る支援役務について規定する。

2 目 的

戦略的コミュニケーションに関する教育を通じて、同分野における情報本部職員の能力の向上を図る。

本支援は、NATO S t r a t C o m C O E（NATO戦略コミュニケーション研究センター）より対象分野に係る業務に携わる者を日本国に招へいし、情報本部職員に対する教育を実施して、同分野の能力強化に資することを目的とするものである。

3 本役務に関する要求

3.1 事業実施期間及び日程（日本時間）

契約締結日から～令和8年10月26日（月）

行動概要（基準）は表のとおり。

表－行動概要（基準）

日 付	行動概要
10月16日（金）	ラトビア出国及び移動（ラトビア→羽田→新宿周辺）
10月17日（土）	
10月18日（日）	教育準備（会場確認等）
10月19日（月） ～10月23日（金）	教 育
10月24日（土）	教育成果収集等
10月25日（日）	移動及びラトビア帰国（新宿周辺→羽田→ラトビア）
10月26日（月）	

3.2 役務内容

別紙及び別表の内容に基づき、必要な手配等を行うこと。

3.3 全般日程

別表のとおり

3.4 被招へい者

NATOS t r a t C o m C O E 派遣職員（ドイツ、オランダ、ポーランド、イタリア国籍）計4名。

被招へい者の情報については、契約後に官側から提供する。

3.5 契約相手方の条件

契約相手方は、観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第67条参照）。

4 役務実施に当たっての留意事項

本事業が防衛省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、契約相手方は、その遂行に当たり、官側の指示・監督に従い実施すること。

5 情報保全

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続すること。

6 その他の指示事項

6.1 貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、官側と細部を協議の上、無償で借受け又は閲覧することができる。

6.2 官側における支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について無償で支援を受けることができる。

6.3 役務に従事する者の申請

契約相手方は、この役務に従事する者について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成、官側に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。

6.4 第三者の従事

契約相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

6.5 仕様書に対する疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

7 確認及び検査

7.1 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了後速やかに実施報告書を官側に提出する。

7.2 監督・検査

監督及び検査については、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

役務内容

1 全般事項

全般調整及び業務の円滑実施のため、業務責任者を置き、役務内容実施に必要な手配を行うこと。

2 具体的な業務

2.1 官側等との打合せ

官側の指示に基づき、本役務の実施に関する打合せを実施すること。

2.2 運送等サービス及び運送等関連サービスの手配

契約相手方は、航空券を手配すること。

下記の航空券を4名エコノミークラス（空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、現地空港税等を含む）で努めて直行便を手配すること。なお、指定する日時に離発着する便がない場合は官側と調整のうえ直近の便を手配すること。

（※ 航空券の手配は、精算項目とする。（別紙第2参照）、航空券基準額は、400,000円／名（基準）とする。）

(1) 往 路

令和8年10月17日（土）東京（羽田）着（ラトビア(リガ)から来日）

(2) 復 路

令和8年10月25日（日）東京（羽田）発（ラトビア(リガ)へ帰国）

(3) 搭乗者

NATOS t r a t C o m C O E 職員（ドイツ、オランダ、ポーランド、イタリア国籍）計4名

(4) フライト等の調整

官側から提供される情報に基づき、フライト調整を行い、確定した搭乗者の発着時間等の細部については、とりまとめ官側に報告すること。

(5) その他

航空便の選択に当たっては極力早朝発着もしくは深夜発着とならないように努めること。なお、航空便の選択にあたっては予め、官側の確認を得ること。

2.3 保険の手配

被招へい者の海外旅行保険を手配すること。なお、付保額は以下と同等ないしは同等以上とし、付保期間は本教育を目的としたフライトスケジュールを組んだ場合に、参加者の居住地出発から同地への帰着までの期間とすること。

- | | |
|-----------|----------|
| ・ 傷害死亡 | 1,000 万円 |
| ・ 傷害後後遺障害 | 1,000 万円 |
| ・ 治療・救援費用 | 2,000 万円 |

・ 応急治療・救援費用	300 万円
・ 疾病死亡	1,000 万円
・ 賠償責任	1 億円
・ 携行品損害	30 万円
・ 航空機寄託手荷物遅延等費用	10 万円
・ 旅行事故緊急費用	5 万円

2.4 宿泊施設の手配

- (1)参加者4名が宿泊できる宿泊部屋を確保できること。
- (2)宿泊施設は自衛隊市ヶ谷駐屯地から徒歩圏内（2km 圏内）とすること。
- (3)被招へい者1名につき1室（原則として17㎡以上）を割り当て、被招へい者全員が同一の宿泊施設に宿泊できること。
- (4)朝食、夕食を提供できること。
- (5)ランドリーサービス、コインランドリー等、洗濯可能な設備等を備えていること。（洗濯に関しての経費は契約相手方負担とする）。
- (6)各室にトイレ、洗面台及び入浴設備を有すること。また、窓の開閉により適時に十分な換気が行えるものであること。
- (6)客室内から無料かつ安定的に高速インターネットへの接続が可能な Wi-Fi 設備を有すること。
- (7)移動に利用する車両（バス等）が待機可能なスペース、車寄せ及び駐車場を有していること。
- (8)食事を提供することができる施設（レストラン等）を、施設内に併設していること。また、各被招へい者の宗教上の禁忌及びアレルギー等の食事制限について官側に確実に確認して、適した食事を提供できる施設であること。
- (9)公用及び商用で来日する外国人客の接客に実績を有していること。また、英語で対応ができるスタッフが常駐していること。
- (10)団体での行動となることから、チェックイン及びチェックアウト手続き、鍵の配布等がスムーズに出来るように予め宿泊施設と調整に努めること。

2.5 食事の手配

- (1)招へいプログラム中の被招へい者の食事・軽食の手配は下記を踏まえ行うこと。また、各日の食事場所・種類・金額・手配方法等について官側に書面にて案を提示し、招へいを開始する1週間前までに承認を受けること。
- (2)朝・夕食は宿泊ホテルが提供すること。
- (3)昼食は1人当たり上限2,000円（サービス料込・税別）とすること。また、弁当等の場合は官側が指定した場所に宅配すること。
- (4)宗教上の禁忌及びアレルギー等の食事制限について官側を通じて各被招へい者に確実に確認した適した食事を提供すること。

以 上

精算品目一覧表

(税別)

番号	業 務 名	上限単価（単位：円）		上限数量	備 考
1	(2.2)エコノミー航空券 (ラトビア⇄羽田) 10/16-17 (往路) 10/25-26 (復路)	1 席	—	4 席	金額の精算 (実費精算)
2	(2.3)海外旅行保険料	1 名分		4 名分	人数のみの 精算
3	(2.4)宿泊費 (10/17-25) 朝食・夕食付	1 泊	—	3 2 泊	数量の精算
4	(2.5)昼食 (10/17-24)	1 名分	2,000 円	3 2 食分	単価及び 数量の精算

細部日程

日時（曜）		行動内容	場 所	車 両	食 事	実施要領
10月16日(金)	TBD	ラトビア(リガ)発	リガ国際空港		選定航空便による。	
10月17日(土)	TBD	羽田空港着	羽田空港	官用車利用	選定航空便による。 夕食：宿泊ホテル提供	宿泊ホテル チェックイン
		移 動				
		ホテルチェックイン	宿泊ホテル			
10月18日(日)	TBD	食事（朝食）	宿泊ホテル		朝食：宿泊ホテル提供 昼食：新宿周辺 夕食：宿泊ホテル提供	
		教育会場の確認	市ヶ谷駐屯地			
		食事（昼食）	新宿周辺			
		食事（夕食）	宿泊ホテル			
10月19日(月) ～10月23日(金)	TBD	食事（朝食）	宿泊ホテル			
		教 育	市ヶ谷駐屯地			
		食事（昼食）	新宿周辺			
		教 育	市ヶ谷駐屯地			
		食事（夕食）	宿泊ホテル			
10月24日(土)	TBD	食事（朝食）	宿泊ホテル			
		教育成果の確認	市ヶ谷駐屯地			
		食事（昼食）	新宿周辺			
		食事（夕食）	宿泊ホテル			
10月25日(日)	TBD	ホテルチェックアウト	宿泊ホテル	官用車利用	朝食：宿泊ホテル提供 選定航空便による。	宿泊ホテル チェックアウト
		移 動				
		羽田空港着	羽田空港			
10月26日(月)	TBD	ラトビア(リガ)着	リガ国際空港		選定航空便による。	